明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則及び研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則の一部を改正する省令（**経済産業**五七）　二

○造船法施行規則の一部を改正する省令（**国土交通**五四）　二

〔告　示〕

○本庁監理金融商品取引業者等を指定する件の一部を改正する件（**金融庁**一一七）　三

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件（**法務**五七八）　三

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件（**同**五七九、五八〇）　三

○日本国に帰化を許可する件（**同**五八一）　四

○円借款の支出期間の延長に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の口上書の交換に関する件（**外務**四八四）　四

○ベシオ港拡張計画（詳細設計）のための贈与に関する日本国政府とキリバス共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**四八五）　四

○株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件（**財務・農林水産**二七）　五

○農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件の一部を改正する件（**同**二八）　五

○中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件の一部を改正する件（**同**二九）　五

○登録有形文化財の登録を抹消した件（**文部科学**一四八）　五

○視覚障害者等のための複製又は自動公衆送信が認められる者の指定の件（**文化庁**五一）　五

○建築物における衛生的環境の確保に関する法律第七条第一項第一号等の登録をした旨を公示する件の一部を改正する件（**厚生労働**三八六）　五

○厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第六号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件（**同**三八七）　五

○農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（**農林水産**一九〇八）　六

○農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（**同**一九〇九）　六

○保安林の指定をする件（**同**一九一〇～一九一二）　六

○保安林の指定を解除する件（**同**一九一三～一九一六）　六

○電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第一条第一項の規定に基づき学校を認定した件（**経済産業**二三六）　六

○電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第一条の三の規定に基づき学校の認定を取り消した件（**同**二三七）　七

○土地区画整理事業の施行規程及び事業計画の変更を縦覧に供する件（**国土交通**一三五一）　七

○高速自動車国道に関する件（**同**一三五二、一三五三）　七

○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（**同**一三五四～一三五六）　七

○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の評価員の氏名を変更した件（**四国地方整備局**一一二）　七

〔国会事項〕

争議行為の通知の公表について（厚生労働省）　八

中央労働委員会の地方調整委員の候補者の推薦について（同）　八

最低賃金の改正決定に関する公示（青森労働局最低賃金公示二～五、福島同四、東京同二、富山同三、京都同二～五、愛媛同二）　九

国家試験

平成二十三年司法試験予備試験の施行（司法試験委員会）　一〇

〔資　料〕

閣議決定等事項　一一

〔公　告〕

諸事項

官庁

証票無効関係　一二

裁判所

相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係　一三

地方公共団体

教育職員免許状失効関係　一三〇

会社その他

〔人事異動〕

総務省　財務省　文部科学省　九

〔官庁報告〕

労　働　九